

岐阜県高等学校体育連盟 バレーボール専門部規約

【第1章】名称および事務局

第1条 本専門部は、岐阜県高等学校体育連盟バレーボール専門部（以下専門部と略称）と称する。

第2条 本専門部の事務局は、事務局長在任校におく。

【第2章】目的

第3条 本専門部は、岐阜県高等学校体育連盟の規約に基づき県バレーボール協会と提携し、本専門部の健全なる発展を図るを以て目的とする。

【第3章】事業

第4条 本専門部は第3条の目的を達成するため以下の事業を行なう。

1. 高等学校生徒の競技に関する審議および運営
2. 各種事業に関する審議および開催
3. その他目的達成に必要な事項

【第4章】組織

第5条 本専門部は、県高体連 のバレーボール専門部を以て組織する。

第6条 本専門部は次の5地区に支部を置く。

岐阜 西濃 東濃 中濃 飛騨

【第5章】役員

第7条 本専門部に下記の役員を置く。

- | | | | | | | | |
|---------|-----|----------|-----|---------|-----|--------|----|
| 1. 部長 | 1名 | 2. 委員長 | 1名 | 3. 副委員長 | 2名 | 4. 支部長 | 5名 |
| 5. 専門委員 | 若干名 | 6. 事務局長 | 1名 | 庶務 | 若干名 | 会計 | 1名 |
| 7. 監事 | 2名 | 8. 顧問、参与 | 若干名 | | | | |

第8条 委員長・副委員長は支部長会議において推薦し顧問総会において決定する。

委員長は専門部を代表し、県高体連 に出席し常務を処理執行する。副委員長はこれを補佐する。

第9条 支部長は、各地区顧問会議で選出する。

第10条 各専門委員長は支部長会議により推薦し、委員長これを決定し委嘱する。

第11条 事務局長・庶務・会計は、委員長これを委嘱する。

第12条 監事は顧問総会において選出し、委員長これを委嘱する。本専門部の会計を監査する。

第13条 顧問・参与は顧問総会で推薦し、委員長これを委嘱する。

第14条 部長・委員長・副委員長・各支部長・各専門委員長・事務局を以て部顧問代表者会議を構成し、重要事項を審議決定する。

第15条 役員任期は2年とする。ただし留任を妨げない。補欠によって就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

【第6章】会議

第16条 本専門部顧問総会は、県高体連 会長の承認を経て、委員長これを召集する。

定期顧問総会は、毎年度末とし下記事項を審議する。

1. 役員改選
2. 決算および予算
3. 事業計画
4. 分担金の決定
5. 規約の改正
6. その他必要な事項

【第7章】事務局

第17条 本専門部は事務局を置き事務運営の任にあたる。

事務局細則 事務局長は委員長の指定に基づき次の業務を執行する。

1. 県高体連 との連絡
2. 県バレーボール協会との連絡
3. 専門部運営を推進するための庶務・会計の処理
4. その他必要事項

[第8章] 会計

第18条 本専門部の経費は、高体連 の予算および寄付金を以てあてる。

第19条 本専門部の予算並びに収支決算は、監事の監査を得たうえ、顧問総会の承認を得なければならない。

第20条 本専門部の会計年度は毎年3月に始まり翌年2月末日に終わる。

[第9章] 付則

第21条 すべての会における決議は、出席者（委任状を含む）の半数以上の賛成があれば成立する。ただし賛否同数の場合は議長に一任する。

第22条 本専門部に専門委員会を置き、委員会規定は別に定める。

第23条 本規約の改正は、顧問総会において3分の2以上の賛成を得なければならない。

第24条 本規約は、昭和43年4月より実施する。

昭和50年3月一部改正

昭和60年3月一部改正

平成5年3月一部改正

平成26年3月一部改正

平成28年3月一部改正